



\*0022902000\*

0022902-000

特254-766

濠州の財政

兼松商店羊毛部

昭和17

ADC

濠 洲 の 財 政

羊毛事情解説輯

第 9 輯

昭和17年3月

株式會社兼松商店

羊 毛 部



418  
464

「羊毛事情解説輯」刊行に際して

羊毛原産地の事情を知るの急務、今日程切なる時はない。

茲に多年、羊毛取引實務に従事し來れる弊店が平素研鑽せる處を編輯し、大方の御参考に資する次第である。

昭和17年3月

株式会社 兼松商店

漢



- (1) 戦前の財政.....(1)
- (2) 漢洲の戦時財政.....(3)
- (3) 漢洲の國債.....(5)







連邦政府の財政  
 財政の概況

連邦政府の財政

(1) 概況の概説

連邦の財政は大きく分けて連邦政府の財政、4箇の各州政府（タスマニア、ニュー・サウス・ウェールズ、クイーンズランド、サウス・オーストラリア、ウェスタン・オーストラリア）の財政及び地方行政機関の三者となる。連邦は英國が約150年前に初めて植民を始めたが、それは今日のシドニー市であり其後メルボルン、アデレード、ブリスベーン、パース等各地に移民が行はれ之等を中心として各地域が夫々獨立に發展し各自治領をなしてゐたが、1900年英國の利益を擁護する爲に連邦を形成した。而して連邦政府は軍事、外交、貿易、前大戦・費の始末、歳年金の支拂等連邦全般に亘る事項及び其の直轄地（フエデラル・テリトリー、ノーザン・テリトリー、バプア、ノーフォーク島）の統治を取扱ひ各州政府は鐵道、警察、教育、社會施設等を掌ることとなつてゐる。従つて財政も之に従つて設立されてゐる。

連邦政府の歳入は關稅、消費稅、所得稅、地租、販賣稅、入場稅等より成りその歳出は主として國防費、前大戦・費の償却、養老及不具者年金、出産補助金、産業補助金、海運及司法行政費（一部）より成立してゐる。經常歳出入の概念を與へる爲次に戰爭勃發前年及び前年の數字を掲げて置かう。

連邦政府經常歳入			連邦政府經常歳出		
	1937-38	1938-39		1937-38	1938-39
關稅	£ 32,972,666	£ 31,160,462	各省經費		
消費稅	15,418,339	16,471,903	國防費(新事業を除く)	5,848,488	7,464,796
販賣稅	8,823,886	9,308,334	其他各省經費	9,002,797	9,578,908
小麥粉稅	3,025	1,808,972	各省合計	14,851,285	17,043,704
地租	1,368,444	1,489,436	公企業支出		
所得稅	9,398,503	11,882,440	郵便	13,964,473	15,028,333
住宅稅	1,872,654	1,915,352	鐵道	1,140,315	1,351,941
其他(拂戻)	1,832	—	新事業	3,551,776	6,545,368
歳入合計	£ 69,048,485	£ 74,836,899	前大戦・費	18,948,360	19,255,813
其他の歳入	2,918,751	2,796,889	不具及養老年金	15,798,687	15,991,782
公企業歳入	—	—	出産補助金	400,004	436,414
郵便	16,732,201	17,358,491	直轄地支出	1,457,126	1,079,960
鐵道	435,742	525,910	各州へ交付金	15,989,289	15,449,444
直轄地歳入	330,975	355,481	原始産業者へ補助金	262,166	2,014,715
	£ 89,458,154	£ 95,866,798	總計	45,965,471	94,437,441
			歳入超過	8,494,733	627,389



各州政府の収入は所得税、印紙税、自動車登録税、貨物税等の税金及び特許料、聯邦政府よりの交附金等よりなり、支出は教育、公衆衛生、病院、警察、農業、漁業、飼養、工業等の行政、水利灌漑、失業救済、公共事業等に関する経費より成つてゐる。

次に 1938~39 年度の各州歳出入一覽表を掲げて置かう。

各州經常歳出入 1938~39

歳入	ニュー・サウス・ウェールズ州	ヴィクトリア州	タインズランド州	サウス・オーストラリア州	ウエスト・オーストラリア州	タスマニア州	州合計
	租税	17,500,241	16,805,042	6,573,168	4,116,086	2,897,422	1,778,719
公企業収入	26,087,673	11,648,592	7,642,108	4,957,289	5,632,863	511,000	56,479,525
官有財産収入	1,656,888	387,152	1,513,007	200,539	316,772	69,257	4,143,615
聯邦より交附金	3,012,671	2,127,159	1,096,235	1,623,816	1,843,432	676,859	9,589,173
金	470,420	1,881,290	1,002,390	905,863	422,506	356,120	5,038,589
雜	3,781,842	856,313	1,503,461	500,004	636,665	222,810	7,501,095
合計	52,509,735	26,985,548	19,330,369	12,303,597	10,949,660	3,614,764	125,693,673
歳出							
公債利拂及減償基金	14,552,613	8,229,626	6,649,227	5,139,411	4,352,728	1,243,074	40,157,679
鐵道・電車・バス經營	18,251,887	7,693,973	6,823,818	2,783,907	3,154,683	707,199	38,534,887
水道・下水費	—	432,362	—	347,997	296,064	—	1,076,423
司法費	630,677	269,226	218,238	68,256	92,190	43,829	1,322,416
警察費	1,652,061	815,733	586,914	383,446	255,673	119,016	3,732,843
飛艇費	375,381	126,355	40,560	50,570	32,382	21,069	646,317
教育費	5,438,425	3,123,444	1,768,600	1,055,736	862,694	390,599	12,639,498
厚生費	7,537,690	3,520,953	2,186,503	1,083,680	518,599	459,308	15,306,735
其他	6,524,410	3,561,118	1,842,961	1,956,918	1,605,089	656,654	16,147,150
合計	54,963,064	27,772,790	19,316,323	12,700,921	11,170,102	3,640,748	129,563,948
歳入過(+)不足(-)	-2,453,329	-787,242	+14,046	-397,324	-220,442	-25,984	-3,870,275

又地方行政團體は各その行政區域に於て課金を徴收し道路の建設、維持、點燈、公園の管理、水道設備、衛生施設等に當つてゐる。

地方團體は別として聯邦政府と各州政府の行政には重複もあり管轄事項の争もあつて不便が多い。全體で東京市位の人口しか有してゐない濠洲に 7 箇の政府（聯邦 1、州 6）と 13 の議會（聯邦及タインズランド州を除く 5 州に夫々上下兩院ありタインズランド州は一院）あり 609 人の議員が居ると云ふ状態は甚だ不自然なものであつて、濠洲に只 1 箇の中央政府のみとせんと議論は相當以前からあるのであるが、現在の聯邦制度の下に於てさへ人口稠密なニュー・サウス・ウェールズ州とかヴィクトリア州の爲に利益が壟斷せられ商工業方面にのみ保護の重點が置かれるとの理由で人口稀薄なサウス・オーストラリア州やウエスト・オーストラリア州は反對してゐるから之は早急には實現しさうにない。さて聯邦及各州の財政が如何なる状

圖にあつたかは次表を一見するに如くはない。

聯邦及州歳出入表

年	歳入			歳出			過不足
	六州合計	聯邦	州聯邦合計	六州合計	聯邦	州聯邦合計	
1928~29	114,607,863	74,094,799	179,435,798	117,644,052	77,253,774	184,830,959	-5,395,164
1929~30	109,705,045	77,343,589	178,474,452	118,000,439	78,614,392	180,320,843	-9,846,391
1930~31	105,006,289	69,566,938	163,584,118	120,471,087	80,324,539	189,806,635	-26,222,517
1931~32	100,443,634	71,532,298	161,448,210	121,320,510	70,218,207	180,910,995	-19,462,785
1932~33	104,646,287	73,512,809	167,374,389	112,713,556	69,966,201	171,895,050	-4,520,661
1933~34	101,947,775	73,941,953	164,829,945	108,933,306	72,540,383	170,515,906	-5,683,961
1934~35	107,357,555	77,369,105	173,329,321	110,773,219	76,657,900	176,033,780	-2,704,459
1935~36	112,600,187	82,203,341	184,151,035	115,147,782	78,635,621	183,130,910	+1,020,125
1936~37	119,128,653	82,307,977	91,850,612	119,492,741	81,531,419	190,958,142	+ 912,470
1937~38	116,193,354	89,416,077	205,609,431	116,172,245	85,963,421	202,135,666	+3,473,764
1938~39	115,993,561	95,001,628	210,995,129	119,800,614	94,437,481	214,238,095	-3,242,966

即 1930 年の不況を最低として其後經濟界の回復に伴ひ濠洲の財政も好轉し聯邦政府の財政は早くも 1931~32 年度に於て黒字となり、當時州財政は依然として赤字を示したが濠洲全體として見れば 1935~36 年度よりは黒字に轉じた。即近年の濠洲財政は經常支出は經常収入を以て賄つて居り所謂赤字公債の發行を見てゐないのであるから健全財政と稱すべきである。

尤も 1938~39 年度に於ては高まる世界不安の爲に聯邦政府の國防費が増大し爲に各州への交附金が減少し赤字の州が殖え濠洲全體として見ても赤字となつてゐる。

比較の便宜上第二次歐洲戰爭勃發前且つ日本に於ても支那事變の發生前なる昭和 11 年度 (1936~37 年度) の數字をとつて見ると、日本の一般會計の歳出は中央と地方とを合して約 50 億圓、又濠洲の歳出は聯邦と州と合計で 1 億 9 千 1 百萬磅、1 志 5 片半の爲替で換算すると約 26 億圓即日本の半額と云ふことになる。勿論比較には物價とか爲替とかの關係を考慮に入れねばならないが日本の 10 分の 1 にも足りない人口で約半額の歳出を賄つてゐると云ふことは財政の背景をなす經濟力が相當なものであることを示す一つの材料にはなると思ふ。同年の日本の租稅收入は中央地方合して 25 億圓、1 人當り納稅額 34 圓であるが濠洲の租稅收入は 1 億 8 百萬磅、1 人當り 15 磅 18 志 1 片、即ち 218 圓であるから約 6 倍を負擔してゐる譯である。

(2) 濠洲の戰時財政

刻々迫る歐洲並に太平洋の危機に臨み濠洲が唯一の頼みとする國際聯盟中心の集團安全策が一步々崩壊して行くのを眺めては、南太平洋の白人安樂境濠洲も晏如たり得ず國防費の支出が逐一年増加して行つたのはやむを得ない状態である。



濠洲の國防費

1932~33	£	3,194,196
1933~34		4,166,048
1934~35		5,519,856
1935~36		7,387,148
1936~37		8,450,456
1937~38		11,693,966
1938~39		24,576,000

1939年9月9日首相マントース氏は濠洲聯邦財政上最初の1億磅を超過する豫算案を議會に提出したのであるがこの豫算の膨張は主として國防費の増額によるものであつた。然しこの豫算案は歐洲戰爭勃發前に編成せられたもので第二次歐洲大戰に對する戦費を含まぬものであつたから1940年初頭に於て大追加豫算を提出すべき旨言明した。實際は1940年5月2日に互り戦費追加豫算が議會に提出され戦費は同年6月迄に4600

萬磅、1940~41年度7900萬磅と發表された。濠洲は英國同様出來得る限り戦費も租税を以て賄ふ方針を立て個人並に法人の所得税の増徴、販賣税の引上、輸入税、戦時追加税等を發表した。然し之等の増徴は其後の税金引上げに比較すれば甚だ緩慢なものであつた。1939~40年度の國防費及び戦費合計は5520萬磅であつて、其内2428萬磅が經常費勘定より支出され残り3090萬磅が増税及び公債で賄はれた。

因に同年の聯邦政府經常歳入は111,914,000磅、經常歳出は108,986,000磅であつたから戦費を合せての總歳出は139,886,000磅であつた。

戰爭の始めには"Business as usual"をモットーとして大いに餘裕を示し比較的僅少の軍事費を支出したに過ぎなかつた濠洲も和蘭、白國に次ぐ佛國の降服により形勢甚だ不利なるを知り従来の樂觀主義を一掃せざるを得ず、戰爭第二年度たる1940~41年度豫算には1億7千萬磅に上る膨大なる軍事費を計上するの餘儀無きに到つた。

よつて濠洲の歳出は聯邦、各州及び新事業費を合算すれば4億1千5百萬磅と云ふ巨額に達してゐる。

濠洲歳出 1940~41

聯邦軍事費	£	170,000,000
聯邦一般經費		86,000,000
州一般經費		143,000,000
公債による新事業費		16,000,000
合計	£	415,000,000

濠洲歳出 1941~42

聯邦軍事費	£	221,000,000
聯邦一般經費		104,000,000
州一般經費		143,000,000
公債による新事業費		16,000,000
合計	£	484,000,000

之を賄ふ爲めには所得税、販賣税等の大幅引上げを行ひたる外、公債の消化にも努め資金統制令の發布、金利の引下げ、小額債券の發行等あらゆる努力を拂つてゐる。

戰爭第3年度たる1941~42年に對しては昨年10月カーチン首相の率ゐる労働黨内閣が豫算等を議會に提出したが聯邦歳出は3億2千5百萬磅に及び其内軍事費が2億2千1百萬磅であると報ぜられてゐる。1939~40年度に於て始めて1億磅臺に達した聯邦歳出は僅か2年にして3億餘磅と3倍に飛躍し濠洲全體としての歳出は5億磅に垂んとしてゐる。

この額は國民總所得税の約半額に相當するものであるからこれだけの金額を租税の形なり或は公債の

形なりで國民所得から吸収すると云ふことは中々の難事業である。軍事費は減少する譯には行かないから緊縮し得るのは一般經費と云ふことになるが聯邦政府の方は労働内閣となつて社會政策を行ふ結果寧ろ支出の増大を示して居り、他方聯邦政府は各州代表者會議に各州劃一的緊縮案を提出したが之亦必要なく可からざる經費のみで縮少の餘地なしとて不調に終つた。

12月8日には支那事變は遂に大東亞戰爭に遂發展し濠洲も之に捲込まれたから更に軍事費の追加を必要とするであらうし濠洲の戦時財政も亦多難であると言はねばならぬ。

(3) 濠洲の國債

濠洲の借入金は1842年に始まる。移民事業の爲に45,900磅を借入れたのが之で、1855年には總借入金(全部外債)1,847,000磅となつてゐた。同年始めてロンドンで公債を公募したが其額は683,000磅であつた。其後負債は逐年急増し所謂健全財政家よりは「黙過し難き失政」と非難せられ又一般國民の間にも不安の念を醸し出したものである。1900年には聯邦及州の負債合計は197,035,000磅に達し國民1人當り52磅13志に上つてゐた。19世紀の末期に英國の資本の流出は歐洲より英國植民地へと方向轉換を行つてゐたが濠洲も其の影響を蒙つてゐたのである。

次に1901年以降の濠洲國債總額表を掲げやう。

濠洲公債現在高 (單位百萬磅)

六月卅日	州		聯邦		州聯邦合計		總計
	内債	外債	内債	外債	内債	外債	
1901	28.7	174.8	nil	nil	28.7	174.8	203.5
1910	65.6	192.0	nil	nil	65.6	192.0	257.6
1914	96.4	223.8	15.7	3.5	112.1	227.3	339.4
1919	139.6	257.9	218.6	89.4	358.2	347.3	705.5
1931	335.2	551.8	221.7	227.0	556.9	778.8	635.7
1935	429.7	522.9	220.4	217.2	650.1	740.1	1,390.2
1939	485.2	515.7	218.5	223.4	703.7	739.1	1,442.8

即1939年6月30日に於ける聯邦及び州の負債合計は14億4千3百萬磅(濠貨)であつて内7億4百萬磅(52%)が内債、7億3千9百萬磅(48%)が外債である。この外債の内6億8400萬磅(93%)がロンドンで募集されたものであり残り5500萬磅(7%)がニューヨーク市場で借入れたものであるから外債の大部分がロンドンで募集されたものであることが知られやう。

同年に於ける利拂は國內2560萬磅、ロンドン2300萬磅、ニューヨーク280萬磅で合計5140萬磅、國民1人當りの負擔7磅14志に當る。

大體1914年以後1919年に至る間の國債の増大は前大戰の戦費支出の爲であるが其れ以後の國債の激増は屢々問題とされる處である。然し果して一國の負債額が適當なりや否やは人口、資源、歳入及國債の使途等種々なる要素より判断せねばならぬのであるが、濠洲の如き新開國



にあつては國債の生ずるは止むを得ず、只その國債が生産的に投資せられたりや否やに關するものと云へるであらう。

然らば濠洲に於て右の借入金が如何に使用せられたであらうか。公債の内3億 2400 萬磅は前大戰の戦費及び其の後始末に使用せられたものであるが残りの大部分は鐵道の建設、道路、橋梁、港灣の建設、水道下水設備、電信電話施設、土地の改良、灌漑設備等に投資せられてゐる。試みに近年の公債主要用途表を掲げて見れば次の通りである。

聯邦債主要用途 (單位千磅)

	1925 迄	1926-31	1931-36
キヤンペラ建設	註一 *	4,381	417
電信電話建設	13,000	13,546	1,379
郵便局建設	*	1,104	94
鐵道建設	7,000	6,842	102
州補助 (道路・橋梁・林業・失業救済事業費)	*	—	3,070
戦後	*	4,254	15
計	*	30,127	5,068
募債總額	註二 40,000	33,596	8,028

州債主要用途 (單位千磅)

	1925 迄	1926-31	1931-35
鐵道建設	274,000	48,389	4,511
道路・橋梁・港灣建設	55,000	22,851	5,215
水道・下水	86,000	19,809	8,992
學校・公共建築物	*	7,750	2,825
地方團體交附金	*	5,958	18,057
計	*	104,757	39,600
募債總額	註二 596,000	138,875	49,363

註一 不明

註二 戦債を除く

内債の利拂は國民の負擔と云ふよりは國民所得の再分配と稱すべきであるから大して問題とならぬ。外債の利拂は之に反して國富の海外持出しであるから國民の負擔となるのであるが、外債が生産的事業に投資されその事業からの収益によつて利拂が出来るなら國民の負擔にならぬものと云へる。勿論投資されたる事業が生産的なりや否やの判断は不可能に近い。濠洲では相當多額の公債が港灣、河川、道路、橋梁等に使用せられてゐるが之等は直接政府に収入を齎らすものではない。然し乍ら國民の収益力を増大し將來必要なるべき出費を軽減することは間違ひ無い事實である。同時に濠洲の人口收容力を増しその結果一人當りの負擔を軽減するこ

ととなる。公債により建設せられたる官廳建物は家賃の支出不要により公債の利拂上に歳出を軽減するの事實であらう。即ち經常歳入の不足を補ふ所謂赤字公債でなく新事業に投ぜられたる公債は亂費せられてゐない限り餘り憂ふるに足りない。

外債の内戦債に對する利拂が全部國民の負擔となることは申す迄も無いが戦債を除く聯邦の外債利拂の少くとも半額はその投資事業からの収益で賄はれて居り各州の外債利拂の少くとも3分の2はその外債が投資せられたる企業の利益より支拂はれてゐる。

且つ濠洲では内外債を通じ聯邦債、州債共に 1927 年に完全なる減債基金制度が確立し短きは 30 年より長きは 50 年の内に現存公債を償還する計畫で、この制度は新規の募債にも適用されることとなつてゐる。而してこの基金の積立は 1929~30 年の不況時代にも通じて實行せられたから濠洲の公債は相當確實なる基礎に立つてゐると稱することが出来たのであるが、前記の通り第二次歐洲戦争並びに大東亞戦争の勃發により新に多額の公債發行を餘儀無くせられたから今後は財政的に相當困難な立場に立到ることが豫想せられる。(了)



(禁無斷轉載)

昭和 17 年 3 月 7 日印刷  
昭和 17 年 3 月 10 日發行

編輯兼  
發行者 草野嘉一  
東京市麹町區丸ノ内2丁目2番地

印刷者 米田眞二  
東京市豊島區巢鴨1丁目3番地

印刷所 有限改洋社  
東京市豊島區巢鴨1丁目3番地

發行所 株式兼松商店  
東京市麹町區丸ノ内2丁目2番地

(非賣品)



特 254

766